

## 不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い

○不備のある原産地証明書等が有効とされた場合においても、次回以降は、脱落等の不備のない原産地証明書を提出するようにしてください。

○原産地証明書等が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特恵税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であってもEPA特恵税率の適用が認められません。

【EPA原産地証明書】

平成31年2月1日現在

分野	記載項目	不備の内容	留意点							
	全項目共通	明らかな印字の誤り	有効							
		英語以外による記述	原則無効	固有名詞、日付等明らかな場合は有効。 (メキシコは和訳があれば有効。)						
原産地証明書の真正性	様式	協定に規定された様式ではない原産地証明書 (例：EPA税率適用にもかかわらず一般特恵（GSP）原産地証明書を入手した場合)	無効	2枚目以降が規定様式ではない場合には、原産地調査官等に相談してください。						
		記載事項が権限を有さない者によって、追記、削除又は書き換えられた原産地証明書								
		原本でない原産地証明書の提出								
		有効期間が経過した原産地証明書								
	発給機関の証明	印影の脱落			無効	災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効。				
		印影が不鮮明								
		発給年月日、発給番号の脱落								
	輸出者の申請	輸出者署名の脱落					無効	輸出者が申請していることが明らかな場合は有効。		
		申請日の脱落								
		原産国の脱落								
	その他	表題部における発給国の脱落							有効	原産地証明書の真正性が明らかな場合に限る。
		遡及発給の文言の脱落								
再発給の文言の脱落										
申告貨物との同一性	運送手段・経路	仕出港、輸送手段、船名等の相違	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）に限る。但し、複数の箇所に不備がある場合には、原産地調査官等に相談してください。						
	輸出者・輸入者の名称・住所等	輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落								
		輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落、「To order」の記載しかない								
	インボイス番号等	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落（メーカーズインボイス番号の記載を含む）								
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落								
	数量又は総重量	数量の脱落、又は貨物数量との相違								
	包装の個数、種類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落								
品名	インボイスとの相違又は脱落（※）									
貨物の原産性	HS番号（スイスは記載不要）	輸入申告における適用税番との相違	原則無効 ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効	相違がHSのバージョンの違いに起因する場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。						
		脱落								
		協定の非譲許税番による記載								
	特恵基準（シンガポール及びスイスは記載なし）	特恵基準等（ACU、DMI及び材料に関する記載を含む）の脱落			有効	左記ただし書きに該当しなくても、記載品名との整合性を勘案し、品名から譲許品目であることが明らかな場合は有効。				
特恵符号等の相違										

【原産地申告（日スイス、日ペルー及び日メキシコ協定）】

真正性	認定輸出者にかかる申告文	認定番号又は原産地の相違・脱落	無効	
		認定輸出者以外の者により作成された申告文		
		規定申告文との些細な相違		

【原産品申告書（日オーストラリア、TPP11、日EU協定）】

分野	記載項目	不備の内容		留意点
全項目共通		明らかな印字の誤り	有効	
		英語又は日本語以外による記述（日オーストラリア）	原則無効	固有名詞、日付等明らかな場合は有効。
		英語又は日本語以外による記述（TPP11）	原則無効	和訳があれば有効。
		英語又は日本語以外による記述（日EU協定）	有効	輸出者・生産者による自己申告は、協定に記載された24言語であれば有効。ただし、輸入者自己申告は日本語又は英語（これらの言語以外は、原産地調査官等に相談してください。）。
原産品申告書の真正性	作成年月日	有効期間が経過した原産品申告書	無効	災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合は有効
	作成者又は代理人の氏名又は名称	輸入者・輸出者・生産者・それらの代理人以外の者の作成		
		押印又は署名の脱落		記載されている者が作成していることが明らかな場合は有効
申告貨物との同一性	輸出者等の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレス	輸出者の氏名・住所等のインボイスとの相違又は脱落	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）に限る。ただし、複数の箇所の不備がある場合には、原産地調査官等に相談してください。
		生産者の氏名・住所等のメーカーズ・インボイスとの相違又は脱落		
		輸入者の氏名・住所等のインボイスとの相違又は脱落（TPP11協定）		
	品名	インボイスとの相違又は脱落		
	包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量	数量の脱落、又は貨物数量との相違		
		インボイス等との相違又は脱落		
	インボイス番号及び日付	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落（メーカーズインボイス番号の記載を含む）		
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落		
積送される貨物を確認するための情報	仕出港、輸送手段、船名等の相違			
その他の特記事項	第三国インボイスに関する記載及び第三国インボイス発行者名・住所の相違又は脱落			
貨物の原産性	関税分類番号	輸入申告における適用税番との相違	原則無効 ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）は有効	相違がHSのバージョンの違いに起因する場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じ原産地調査官等に相談してください。
		脱落		数品目中1品目の脱落の場合等、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。
		協定の非譲許税番による記載		左記ただし書きに該当しなくても、記載品名との整合性を勘案し、品名から譲許品目であることが明らかな場合は有効。
	適用する原産性の基準	特惠基準等（累積、僅少の非原産材料を含む）の脱落、相違		その他やむを得ない理由により、脱落や相違がある場合には、必要に応じ原産地調査官等に相談してください。
その他	包括的な期間	12か月を超える期間を記載	原則無効	ただし、輸入申告が原産品申告書の作成日から1年以内であれば有効。

（注）自己申告制度を利用する場合は、原産品申告書に加えて原産品であることを明らかにする書類を提出する必要があります。また、原産品であることを明らかにする書類に不備・不足がある場合には、輸入貨物について原産品であることを明らかにする他の資料の提出が必要です。